

彩の国みどりのサポーターズクラブ設置要綱

(平成22年8月12日施行)

(目的)

第1条 県が推進する「みどりの再生」を広く県民運動として展開するため、彩の国みどりのサポーターズクラブ（以下「クラブ」という）を設置する。

(構成)

第2条 クラブは、次に掲げる者により構成する。

- (1) 埼玉県内に居住（勤務、就学を含む。）している個人
- (2) 埼玉県内で、植樹活動等に取り組んでいる特定非営利活動法人や任意団体
- (3) 埼玉県内で、植樹活動等に取り組んでいる企業
- (4) その他知事が認める者

2 クラブの事務局は環境部みどり自然課に設置する。

(活動内容)

第3条 クラブ会員は、特別の義務や権利、固定の活動はなく、可能な範囲において次の活動を行う。

- (1) 緑地の維持管理など緑の保全に関する活動
- (2) 植樹など緑の創出に関する活動
- (3) 緑の保全・創出に関する活動の参加
- (4) その他緑の保全・創出に関する情報の発信

2 事務局は、クラブ会員募集やクラブ活動状況の広報に努める。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、クラブの活動・運営に関し必要な事項は、みどり自然課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年 8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月1日から施行する。